

～ 応募の資格 ～

(1) 同居親族（結婚予定の人を含む）がある方

※ 公営住宅法附則第 15 項の規定により当分の間、単身者でも申込み可

(2) 住宅に困窮している方

(3) 申込者及び同居しようとする親族の政令月収が 158,000 円以下（単身世帯で年間総収入額が 2,967,999 円未満程度）

ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は、政令月収が 214,000 円以下（単身世帯で年間総収入額が 3,887,999 円未満程度）

① 申込者又は同居しようとする親族に、障害者基本法第 2 条に該当する障がいのある方（1 級～4 級）

② 小学校就学前の子供がいる世帯

③ 申込者が 60 歳以上でかつ同居しようとする親族のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の方

※ 政令月収とは、年間総所得金額から扶養控除及び特別控除後の額を 12 ヶ月で除した額。

※ 年間総収入額は、あくまでも目安です。各世帯の扶養条件等に応じて控除が異なりますので、詳細は役場建設課までお問い合わせください。